

監 査 公 告

指定管理者監査結果の公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和5年10月20日

米沢市監査委員 志 賀 秀 樹

米沢市監査委員 島 軒 純 一

第1 指定管理者及び指定管理業務等

- (1)

1	指定管理者	米沢市北部コミュニティセンター管理運営委員会
2	指定管理業務	米沢市北部コミュニティセンターの指定管理業務に係る出納その他の事務
3	所管課	企画調整部コミュニティ推進課
- (2)

1	指定管理者	米沢市万世コミュニティセンター管理運営委員会
2	指定管理業務	米沢市万世コミュニティセンターの指定管理業務に係る出納その他の事務
3	所管課	企画調整部コミュニティ推進課

第2 監査の対象

- (1) 米沢市北部コミュニティセンター
 - (2) 米沢市万世コミュニティセンター
- 令和4年度の当該指定管理業務に係る財務事務及び関連事務の執行状況

第3 監査の期間

令和5年8月18日から令和5年10月10日まで

第4 監査の方法

監査対象団体及び所管課から、関係資料及び諸帳票のほか関係書類の事前提出を求めるとともに、対象施設内において必要に応じて関係職員から説明を聴いて行った。

第5 監査の講評

令和5年10月10日に行った。

第6 監査の結果

監査は、米沢市監査基準に基づき実施した。

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認した結果、財務事務及び関連事務の執行状況はおおむね適正であると認められた。

ただし、事務の執行において軽微な誤りが見られたため、関係法令等の確認の徹底を指導した。